

# 平成29年産大豆のモニタリング検査について

平成29年4月1日  
農 政 課

## I 基本的な考え方

- 平成28年産大豆の取組を踏まえ、吸収抑制対策及び収穫後の検査等を組合せて安全を確保する。
- 当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷を自粛し、収穫・乾燥・調製後の大豆の検査結果に基づき、出荷を可能とする。

## II 検査の概要

### 1 検査区域及び検査密度

検査区域の区分	当該市町	検査密度	検査点数 (見込み)
①検査区域Ⅰ	・7市町（汚染状況重点調査地域）	市町当たり 3点 ※1	21
②検査区域Ⅱ	・18市町（上記以外の市町）	市町当たり 1点	18

※1：検査区域の作付面積が3haに満たない場合は、2haに1点。

### 2 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された大豆を出荷前の段階でサンプリングする。
- (2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。

### 3 検査結果の取扱い

- (1) 放射性セシウムの検査結果により出荷可否を判断
- (2) 50Bq/kg超(100Bq/kg以下)の放射性セシウムが検出された場合、栽培管理の状況や周辺ほ場の調査を行ない、地域的な広がりを確認した際は旧市町村の水準にする等、検査を強化する。
- (3) 検査区域の全検体が100Bq/kg以下であった場合、当該区域の出荷を可能とする。
- (4) 検査区域で100Bq/kg超が検出された場合、さらに詳細な検査を行ない、基準値を超える放射性セシウムが再度検出される等、地域的な広がりを確認した際には、当該区域の出荷自粛を要請する。